

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の・に○・×マークを記入する。(※施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

(監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
		施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
1.施工体制	I.施工体制一般	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳(下請総額3千万円未満不要)・施工体系図もしくは施工計画書で確認できる。(※施工プロ) CORINSへの登録申請(請負金額500万円以上)は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。(※施工プロ) 「建退共制度適用事業主工事現場」の標識を現場に提示すると共に、証紙購入が適切に行われている。(※施工プロ) 施工体制台帳(下請総額3千万円未満不要)・施工体系図が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ) 「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ) 「建設業許可票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ) 建退共掛金収納書を工事完成時に確認した。(※施工プロ) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他(理由) <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上～90%未満.....b 評価値が60%以上～80%未満.....c 評価値が60%未満.....d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>評価方法</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち評価対象外の項目は削除する。●○○○</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率で評価する。</p> <p>③ 評価するもの○ 評価できないもの×</p> <p>④ 評価値(%) = 評価数 / 対象評価項目数 = ○ / (○ + ×)</p> <p>以下同様省略</p> </div>				<ul style="list-style-type: none"> 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。 <p>上記該当事項があれば.....e</p>
	II.配置技術者(現場代理人等)	a	b	c	d	e
	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である	
	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場代理人として常駐し、工事全体の把握ができています。(※施工プロ) 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。(※施工プロ) 現場代理人は、乙が委任した事項について適切に処理をしている。(約款11条) 作業主任者を選任し配置している。(※施工プロ) 主任技術者又は、監理技術者として現場に常駐し、技術的判断にすぐれ、良好な施工に努めた。(※施工プロ) 施工等に先立ち、創意工夫または提案を持って工事を進めている。(※施工プロ) 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 設計図書の照査が十分に現場との相違があった場合は適切に対応している。 異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示している。 港湾工事等において潜水作業従事者を適正人員配置している。(※施工プロ) 港湾工事等において海上起重作業船団長を配置している。(※施工プロ) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他() <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上～90%未満.....b 評価値が60%以上～80%未満.....c 評価値が60%未満.....d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>				<ul style="list-style-type: none"> 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。 専門技術者が配置されていない。 <p>1項目でも該当あれば.....d 2項目該当e</p> <p>※安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価はしない。</p>	

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	I.施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ・ 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。(※施工プロ) ・ 施工計画書と現場施工方法が一致している。(※施工プロ) ・ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。(※施工プロ) ・ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。(※施工プロ) ・ 工程に支障の無いよう工事材料の使用及び調達が十分なされている。 ・ 自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面で確認できる。(※施工プロ) ・ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。(※施工プロ) ・ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。(※施工プロ) ・ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ・ 工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。(※施工プロ) ・ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。(※施工プロ) (該当項目数:請負金額2千万円未満3以上, 1億円未満4以上, 3億円未満6以上, 3億円以上9以上) (イメージアップが率計上あるいは積み上げ計上の場合はこれらの項目以上の数で判定する) ・ 立会確認の手続きが事前になされている。(※施工プロ) ・ 工事記録写真等が適時、的確に整理されている。 ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。(※施工プロ) ・ 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。(※施工プロ) ・ 段階確認、立会いの申請が適切な時期に行われている。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ()			・ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 ・ 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 ・ 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 ・ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。 1項目でも該当あれば ……………d 2項目該当……………e	
	II.工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」 ・ 工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。(※施工プロ) ・ 工程表の内容が検討され充実している。 ・ 現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。(※施工プロ) ・ 官公庁の休日または夜間に作業を行った場合、事前に書面で提出した。(※施工プロ) ・ 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、余裕をもって工期前に完成した。(全体工期の1割以上) ・ 夜間や休日等の作業がないにもかかわらず、余裕をもって工期前に完成した。(同上) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ()			・ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。 (但し、改善指示による場合を除く) 上記該当あれば……………e ・ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当あれば……………d	
		評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上～90%未満……………b 評価値が60%以上～80%未満……………c 評価値が60%未満……………d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				

審査項目	細別	a	b	c	d	e
		安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
2.施工状況	III.安全対策	「評価対象項目」 ・ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施し記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 安全パトロール、安全ミーティング(KY)等を実施し記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。(※施工プロ) ・ 安全管理の臨機の措置を行った。 ・ 使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ管理されている。(※施工プロ) ・ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(※施工プロ) ・ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(※施工プロ) ・ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(※施工プロ) ・ 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 () 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上～90%未満.....b 評価値が60%以上～80%未満.....c 評価値が60%未満.....d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			・ 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害をうけた。 上記該当であれば.....e ・ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。 上記該当であれば.....d ※ 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価はしない。	
	IV.対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
		・ 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行ない、トラブルの発生がない。(※施工プロ) ・ 工事施工にあたり地権者等との折衝及び調整を行った。(※施工プロ) ・ 地区住民等からの苦情等に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。(※施工プロ) ・ 第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。(※施工プロ) ・ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 () 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上～90%未満.....b 評価値が60%以上～80%未満.....c 評価値が60%未満.....d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			・ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記該当であれば.....e ・ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった ・ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。 上記該当であれば.....d	

<p>考查項目</p>	<p>a</p>	<p>b</p>	<p>c</p>	<p>d</p>	<p>e</p>
<p>3. 出来形及び出来ばえ</p> <p>I 出来形</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内であり下記全て該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内であり下記全て該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。
	<ul style="list-style-type: none"> 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している 			<ul style="list-style-type: none"> 監督員が文書で改善指示を行った 	<ul style="list-style-type: none"> 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
	<p>① 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。</p>			<p>上記項目に該当があれば……d</p>	<p>上記に該当があれば……e</p>
<p>II. 品質</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 ※ばらつきの判断は別図参照 	<ul style="list-style-type: none"> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足するがばらついている ※ばらつきの判断は別図参照 	<ul style="list-style-type: none"> 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している <p>① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。</p> <p>② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</p> <p>③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 監督員が文書で改善指示を行った。 <p>上記該当あれば……d</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 <p>上記該当あれば……e</p>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

別紙-1⑤

[記入方法] 創意工夫キーワードの該当する項目・に○マーク、□にレマークを記入する。

(監督員)

考査項目	細別	1. 創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)
5創意工夫 【軽微なもの】	I 創意工夫 キーワード 評価	【施工】 <ul style="list-style-type: none"> 1. 施工に伴う器具、工具、装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 2. コンクリート二次製品の利用等代替材の運用と工夫 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法等の工夫 5. 設備工事における加工、組み立て等又は、電気工事等における配線や配管等に関する工夫 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 7. 照明などの視界の確保に関する工夫 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 9. 運搬車輛・施工機械等に関する工夫 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工版、山留め等の仮設工関係に関する工夫 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 15. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事(※本項目は2点の加点とする。) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【品質】 <ul style="list-style-type: none"> 1. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 2. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形、品質等) 3. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 4. 配筋、溶接作業等に関する工夫 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【安全衛生】 <ul style="list-style-type: none"> 1. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 2. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 3. 現場事務所、労務者宿舍等の居住空間及び設備等の工夫 4. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫 5. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策、及び一般交通の安全確保に関する工夫 6. 作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫 7. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	記述評価 (○マークを付したキ ーワード項目につい て評価内容を記述)	評点: _____ 点 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 1項目1点を目安とし、加点は+7点~0点の範囲とする。 該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する	【創意工夫の詳細】				

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を、加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、担当係長等が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。